

## 第2章

### 地域秩序の制度化 規範と勢力均衡の間で

ノエル・M・モラダ

#### 序論

東アジアの地域秩序は、制度化の面ではまだほとんど進展していない。現段階は、国家と研究所や専門家集団が、地域の共通の安全保障枠組みについて構想または組立を試みる初期的段階であるといえる。制度化された地域秩序を形成する道はいくつかある。本章は、東アジアの地域安全保障秩序の構築に向けた地域の様々な枠組み、構造、およびアプローチについて考察する。また、東アジア地域秩序の制度化の障害、課題および見通しについても言及する。

本章は、共同体の構築が東アジア諸国における地域秩序を制度化するための選ばれた道であったことを議論する。しかしながら、地域秩序の制度化が長期的に実現しようとしても、検討を要する多くの現実、障害および課題がある。戦後の米国支配の秩序は、もはや存続しえないとするコンセンサスが生まれつつあるとしても、米国が東アジアにおいて重要なプレーヤーとして今後も存続するか否か、また東アジア共同体の構築においていかなる役割を果たすかは、検討すべき重要な問題である。それにしても、東アジア地域の平和と安定を保証するための重要な柱は日中関係である。勢力均衡と抑止に基づく地域秩序が責任あるステークホルダーによる共同体に質的転換をするためには、日中間の歴史的敵視の問題が克服される必要があることは明白である。

#### 東アジアの地域秩序の形成 枠組み、構造、および共同体の構築

本章のこの節は、既存の枠組み、構造、および東アジアにおける共同体の形成の試みについて考察する。特に、ASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEANプラ

ス3 (APT) およびASEAN共同体ならびに東アジア共同体の成立について論じる。

### ASEAN地域フォーラム

東南アジア諸国連合 (ASEAN) は、冷戦終結後、1994年のASEAN地域フォーラム (ARF) の成立により、東南アジアの範囲を越えて平和と安全保障問題を扱う規範、原則および外交戦略に基づく地域秩序を建設し、促進する立場になった。ARFを設立する推進力となった大きな要因は、1992年の在フィリピン米軍基地の閉鎖、旧ソビエト連邦の崩壊および米軍のベトナムからの撤退の余波を受けた地域における冷戦後の「不確実性」、および中国の軍事力の増大が明らかになってきたことである。ARFの創設は、北東アジア諸国にも安全保障対話に参加する機会を提供した。ARFは、主として信頼関係構築の推進手段としてだけでなく、参加国が「希望と懸念」を議論できるフォーラムとしての役割を持つものである。

2001年に発生した悲劇的な9・11米国同時多発テロ事件まで、地域安全保障フォーラムとしてのARFの多くの関心は、次の点に向けられた。すなわち、1) 地域の国家関係の指針とすべき規範および原則、2) 信頼醸成措置と予防外交、ならびに、3) 参加国間の領有権問題 (例えば南シナ海)、国内紛争 (例えば東ティモールおよびミャンマー) ならびに核不拡散問題 (例えば朝鮮半島) などの未解決の伝統的安全保障問題である。これらの問題に関する討議は、インターセッションアル支援グループ (ISG) およびインターセッションアル会議 (ISM) のメカニズムを通して参加国 (バングラデシュの加入により2006年12月に26カ国に拡大) によって実施された。

2001年の9・11事件後、国境を越える安全保障上の問題、特にテロ問題がARFの優先的な関心事項となった。例えば、ARFの閣僚たちは、テロリズムおよび国境を越える犯罪に対処するため様々な分野での多国間協力に関する多くの声明を出した。すなわち、1) 国際テロに対する輸送安全保障の強化 (2004年7月)、2) 国境警備におけるテロ防止協力行動 (2003年6月)、3) 海上安全保障のための海賊および他の脅威防止協力 (2003年6月)、4) テロリストの資金調達防

止協力（2002年7月）、5）2001年の9・11事件、2002年10月のパリ、2004年3月のマドリード、および2005年7月のロンドンとシャルム・エルシェイクにおける爆破事件などのテロ行為への非難などである。2004年5月に、ARFは東南アジア地域テロ対策協力センター（SEARCCT）およびジャカルタ法執行協力センター（JCLEC）の設置を歓迎した。

ARFは、参加国間の協議、対話、および信頼関係の構築には有益なものである。しかし、一部の学者によれば、ARFの有効性は、特に国境紛争、核拡散、および冷戦時代の残滓（例えば、朝鮮半島および中国と台湾の兩岸関係）を含む安全保障問題への対処については大いに疑問であるという。また、ARFの重大な限界はその議題がフォーラムの推進役であるASEANによって管理されていることにあるともいわれている。一部のASEANの域外国から、ASEANに対してフォーラムの共同議長を置く提案がなされた。しかしながら、ASEANは西欧の大国がフォーラムを最終的に支配する可能性を懸念して、共同議長制には応じていない。中国はASEANとこの考え方を共有しており、ASEAN主導によるARFの継続を支持している。とはいえ、一部のASEANのシンクタンクの指導者は、アジア太平洋地域におけるARFの重要性をより高めることにつながるのであれば、ASEAN域外諸国のARFにおける役割の拡大には否定的ではない。また、ARFは、北東アジア諸国のARFプロセスへの継続的なコミットメントを保証するため、北東アジアの安全保障の重要性にもっと注意を払うべきであるともいう<sup>1</sup>。

### ASEANプラス3の枠組み

1997年のアジア金融危機の後にASEANプラス3（APT）の枠組みが創設され、ASEAN加盟国と北東アジア諸国（中国、日本および韓国）との間でより深い協力関係の推進が可能になった。APTを通して、ASEAN加盟国と北東アジア3カ国の間の2国間および地域の対話を進展させるより制度化されたメカニズムが創設され、地域の相互安全保障、経済社会問題の解決に包括的に取り組む機会を

---

<sup>1</sup> Jusuf Wanandi, "ASEAN-Japan Relations: The Underpinning of East Asian Peace and Stability," in *ASEAN-Japan Cooperation: A Foundation for East Asian Community* (Tokyo and New York: Japan Center for International Exchange, 2003), pp. 10-11.

広げた。

#### ASEAN・中国の安全保障関係

中国は、主に安全保障分野でASEAN諸国との関係を改善するためにAPTメカニズムを効果的に利用している。ASEANと中国の間の安全保障対話および協力によって、南シナ海の領有権問題と非伝統的安全保障問題という2つの重要分野がAPTの下で進展した。

2002年11月にプノンペンで開かれた第6回ASEAN・中国首脳会議で、ASEANと中国は「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」、「ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定」(CEC)および、「非伝統的安全保障分野における協力共同宣言」に署名した。しかしながら、ASEANが南シナ海に関する宣言の調印をプノンペンサミットの最も重要な成果として強調する一方、中国はそのCECイニシアティブおよび非伝統的安全保障分野における協力を強調したことは興味深い。

2003年10月にバリで開催された第7回ASEAN・中国首脳会議において、「平和と繁栄のための戦略パートナーシップ」が、ASEAN加盟国と中国の首脳の間で調印された。とりわけ、文書は3通りの方法でASEAN・中国間の安全保障協力を規定した。すなわち、1)非伝統的安全保障分野の協力に関する共同声明の履行を促進し、かかる分野における協力を積極的に拡大および深化させること、2) 妥当な場合、相互の理解を高め、地域の平和と繁栄を促進するためにASEAN・中国の安全保障関係の対話を持続すること、3)「南シナ海における関係国の行動に関する宣言」を履行し、フォローアップ措置の方法、分野およびプロジェクトを計画することである。

2004年11月のビエンチャンでの首脳会議において、ASEANと中国は戦略パートナーシップに関する共同宣言の共同行動計画について合意した。行動計画は、政治および安全保障分野では以下の点についての重要性を強調した。1) 定期的なハイレベルでの接触、訪問、および対話、2) 対話と協力のメカニズム、3) 東南アジア友好協力条約(TAC)、4) 東南アジア非核兵器地帯構想、5) 南シ

ナ海における関係国の行動に関する宣言、6) 非伝統的安全保障分野の協力である<sup>2</sup>。2005年12月にクアラルンプールで開かれた第9回首脳会議では、各国首脳は政治・安全保障協力における重要な進展を認識した。特に、首脳らは、ASEANと中国による南シナ海における関係国の行動に関する宣言(DoC)の完全な履行に向けた進展を確認した。同様に、彼らはマレーシアのクアラルンプールで2004年12月に開かれたDoCの履行に関するASEAN・中国高級事務レベル会議で、DoCを履行するためにASEAN・中国合同作業部会(ACJWG)が設置されたことを高く評価し、第1回ACJWG会合を2005年8月にフィリピンのマニラで、第2回会合を2006年1月に中国の三垂で開催することを歓迎した<sup>3</sup>。

2006年7月に中国政府はASEANおよび中国の国防当局者による第1回地域ワークショップを主催し、海上安全保障協力の機会および国際人道支援、テロ対策、平和維持活動における軍の役割などが討議された<sup>4</sup>。

海上安全保障分野におけるASEANと中国の協力が拡大したのは、中国の石油・ガスの輸入依存度が高まり、シーレーンの安全確保が重要になってきたためである。特に、中近東からの石油およびペルシャ湾とオマーンからの天然ガスは、1日あたり平均約140隻の船舶が通る狭隘なマラッカ・シンガポール両海峡を通過する。これらの海峡の航行量は、中国の経済成長の持続に必要なエネルギーの輸入依存度が上昇してきたことから、今後さらに増加することが見込まれる<sup>5</sup>。

こうした状況に対処するため、ASEAN・中国の海上安全保障協力が求められるようになった。実際、中国のある学者はASEANと中国の海上安全保障協力について「柔軟性と多様性」のあるいくつかの方法を提案した。すなわち、1) ASEAN地域フォーラムおよび西太平洋海軍シンポジウムなど既存のメカニズム

<sup>2</sup> Plan of Action to Implement the Joint Declaration of ASEAN China Strategic Partnership for Peace and Prosperity, from <http://www.aseansec.org/16805.htm>, 2006年10月15日アクセス。

<sup>3</sup> Chairman's Statement in the Ninth ASEAN-China Summit, Kuala Lumpur, December 2005, <http://www.aseansec.org/18048.htm>, 2006年10月15日アクセス。

<sup>4</sup> "China, ASEAN Hold 1st Regional Security Workshop," Xinhua News Agency, 19 July 2006, from China Through A Lens, <http://www.china.org.cn/english/2006/Jul/175165.htm>, 2006年10月15日アクセス。

<sup>5</sup> Michael Richardson, "ASEAN-China Maritime Security Cooperation," in Saw Swee-Hock, Sheng Lijun, Chin Kin-Wah (eds.), *ASEAN-China Relations: Realities and Expectations* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2005), pp. 201-202.

を通した海上安全保障対話、2) 航行および船舶の安全に関する協議、3) 海上テロ対策活動、4) 海上搜索救難、5) 海軍間のコミュニケーションチャンネルの構築、6) 海洋環境保全、7) 越境犯罪に対する共同取り締まり、8) 合同軍事演習、9) 地域平和維持活動および人道支援である<sup>6</sup>。

ASEANの中国に対するイメージは、非伝統的安全保障分野でASEANとの協力を求める中国の前向きな姿勢から、著しく改善した。これは軍事外交問面だけのことではない。非伝統的安全保障という特定分野に重点を置くことで、ASEANは中国の行動を控えめなものとして評価し、またASEAN諸国の国内に論争を巻き起こすこともなく、伝統的パートナーとの強い軍事同盟を尊重する諸国の中国に対する不必要な疑惑を引き起こさないものとして見る。さらに重要なことは、ASEANとの安保協力を推進すること自体が中国の利益になることであり、中国は自らの「ソフトパワー」を強化し、それによって長期的にASEANの各国政府のみならず地域社会と地域住民の信用と信頼を得ることができる。

#### ASEAN・日本の安全保障関係

APTの下でのASEANと日本との安全保障協力は、ASEANと中国の場合のようには早く進展していない。日本とASEANは、経済面では極めて深い関係にあるが、安全保障の分野ではまだ密接な経済関係を後追いしている段階にあるといえる。日本政府は2004年6月まで東南アジア友好協力条約(TAC)に調印せず、ASEANとの政治・安全保障協力を海上安全保障、テロ対策、マネーロンダリング防止、および人身売買防止の分野に限定することを選択した。非伝統的安全保障問題に重点を置く慎重さには、日本政府がASEANとの安全保障上の連携を強化することに対して特に中国が疑念を抱くことを避ける意図があったとみられる。中国と同様に、日本も海上安全保障の追求のためASEANとの協力関係構築に関心がある。2001年11月のブルネイでのASEANプラス3の首脳会議で、日本の小泉首相はアジア太平洋海賊対策地域協定(ReCAAP)の創設を提案した。これは

<sup>6</sup> Wang Zhongchun and Li Yaqiang, "China-ASEAN Maritime Security Cooperation Situation and Proposals," in Saw Swee-Hock, Sheng Lijun, Chin Kin-Wah (eds.), *ASEAN-China Relations: Realities and Expectations* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2005), pp. 195-198.

基本的に政府間協定であり、ASEAN加盟国、中国、日本、韓国、バングラデシュ、インド、およびスリランカで構成されるアジア16カ国間の協力を意図するものである。2004年11月にReCAAP協定は妥結し、発効を待ってシンガポールに情報共有センター（ISC）を設置することが合意された。2006年6月29日現在、16カ国のうち12カ国のみが協定に調印し、そのうちの11カ国が批准している。ReCAAP協定は、10カ国目となるインドの調印により、2006年9月4日に発効した。

下記の表1は、協定の調印・批准状況を示す。

表1. ReCAAPの調印国<sup>7</sup>

国名	調印済み	批准済み
ブルネイ		
カンボジア		
インド		
日本		
ラオス		
ミャンマー		
フィリピン		
シンガポール		
韓国		
スリランカ		
ベトナム		

ReCAAP調印国の義務は次のとおりである<sup>8</sup>。

1. 各調印国は、国内法および国内規制ならびに国際法の適用規則に従い、下記について有効な措置を講ずるあらゆる努力をすること。
  - (a) 船舶に対する海賊行為および武装強盗を予防および抑止すること
  - (b) 船舶に対する海賊行為および武装強盗の罪を犯した者を逮捕すること

<sup>7</sup> “Update on the ReCAAP Agreement,” ReCAAP Information Sharing Centre, <http://www.recaap.org/html/RecaapUpdate.htm>, 2006年9月8日アクセス。

<sup>8</sup> ReCAAP Agreement (Regional Cooperation on Combating Piracy and Armed Robbery Against Ships in Asia), <http://www.recaap.org/html/RecaapAgreement.htm>, 2006年9月7日アクセス。

( c ) 船舶に対する海賊行為または武装強盗に使用された船舶または航空機を拿捕すること、海賊または船舶に対し武装強盗の罪を犯した者に奪われた船舶、その支配下にある船舶を拿捕すること、および当該船舶上の財産を没収すること、ならびに

( d ) 被害船舶および海賊または武装強盗による被害者を救出すること

- 2 . 本条のいかなる規定も、各調印国がその領土の陸地において上記 ( a ) から ( d ) に規定された以外の措置を講ずることを妨げないものとする。

ISCは、ReCAAPの発効日に権限を付与され、2006年末に活動を開始した。ISCの主要任務は、1)参加国、被害船舶、または非政府機関からの情報を対照すること、2)アジア地域の危険の可能性のある船舶にこれらの情報を流すこと、および3)最も効果的な方法で調査を実施し、勧告することである<sup>9</sup>。また、ISCは、調印諸国による地域的能力構築と、技術的および法的側面における相互援助を拡大する機会を提供する<sup>10</sup>。

東南アジアの沿岸2カ国 インドネシアとマレーシア が未だにReCAAPに調印していないことは興味深い。報道によれば、2005年8月にバタム島で開かれたインドネシア、マレーシアおよびシンガポールの外相会議で、マレーシア外相サイド・ハミド・アルパールが、日本とシンガポールが協定を強引に成立させたやり方に不満を表明したとされる。インドネシアとマレーシアは、ReCAAPが明らかにマラッカ・シンガポール海峡の沿岸3カ国の主権と調和しないと考えている。また、両国はISCをシンガポールに設置するという案にも不満を持っている。インドネシアのある国防当局者は、インドネシアはReCAAPが地域の沿岸3カ国に代わりマラッカ海峡の安全のみを管轄するのでなければ協定に調印しないと述べた<sup>11</sup>。

---

<sup>9</sup> Vijay Sakhuja, "Regional Cooperation Agreement on Anti-Piracy," *ORF Strategic Trends*, Vol. IV, Issue 22-23, 10 July 2006, from Observer Research Foundation, <http://www.observerindia.com/strategic/st067710.htm>, 2006年9月7日アクセス。

<sup>10</sup> Ibid.

<sup>11</sup> "Indonesia Not Keen on ReCAAP at Present," 2 September 2006, Nam News Network, <http://namnewsnetwork.org/read.php?id=93>, 2006年9月7日アクセス。



中国もReCAAPに調印しておらず、日本の海上保安庁が南シナ海とマラッカ・シンガポール海峡まで活動範囲を拡げることを可能にする日本主導の海上安全保障協力枠組みへの参加には明らかに乗り気でない。2000年2月、中国政府は、日本が増大する海賊の攻撃に対処するため、中国を含む他の国の警備艇および海軍艦艇と合同でマラッカ海峡へ艦船を配備することを検討中とする日本政府の発表に激しく抗議したとされる。これにより、日本はこの考えを一時棚上げすることを強いられた<sup>12</sup>。

上記の議論から明らかなことは、ASEAN加盟国との非伝統的安全保障協力というあまり論議を呼びそうにない分野においても、中国と日本の間では必然的に対抗意識が生まれることである。両国がそれぞれの動機について互いに疑念を持つことは、APTが本質的に事実上のASEANプラス1の2者間メカニズムを超えて、安全保障枠組みに発展するのを阻害する要因となる。したがって、ASEANの規範と原則に基づく地域秩序を促進させるための補完的な安全保障枠組みとしてAPTを制度化しようとする試みは、日中間の対抗と両国の勢力均衡からの挑戦を受ける。

### ASEAN共同体の構築

ASEAN共同体構築の動きは、2003年10月にASEAN加盟10カ国間の政治的、経済的および社会文化的協力を大きく促進させることを意図した第2 ASEAN協和宣言の下で着手された。ASEAN共同体の概念は、本質的に3本の柱で構成される。すなわち、ASEAN安全保障共同体、ASEAN経済共同体、およびASEAN社会文化共同体である。ASEAN共同体の概念は2004年のピエンチャン行動計画でさらに肉付けされ、加盟国間の政治的、経済的および社会文化的相互交流の一層の深化を促進するため具体的で明確な規範、原則、および行動計画が提案された。本項は、東アジアにおける地域秩序の構築に関係するASEAN安全保障共同体とASEAN憲章に焦点を当てる。

---

<sup>12</sup> Vijay Sakhuja, *ibid.*

## ASEAN安全保障共同体

第2 ASEAN協和宣言にうたわれているとおり、ASEAN安全保障共同体(ASC)は、「ASEANの政治および安全保障協力を、域内諸国が公正で、民主的な、調和のある環境で平和に共存する世界を保証する高い段階まで持っていくことを目指す」ものである。とりわけ、ASCは以下の多くの重要な規範と原則を包含している。1) 域内不和の解決はもっぱら平和的プロセスによること、2) 総合安全保障の原則にのっとり、防衛協定、軍事同盟または共通外交政策ではなく、ASEANビジョン2020と統合的な広範な政治的、経済的、社会文化的側面から実行すること、3) 地域の連帯および協力を促進すること、4) 国連憲章およびその他の国際法を遵守し、ASEANの内政不干涉原則、コンセンサスに基づく意思決定、国家および地域の強靱性、国家主権の尊重、武力による威嚇または武力行使の放棄、ならびに不和および紛争の平和的解決を堅持すること<sup>13</sup>。

東南アジア内外における具体的な地域安全保障問題の処理のためのアプローチおよび手段に関して、ASCは次のとおり規定している。1) 海上の問題および懸念は本質的に国境を越えるものであり、したがって、地域として全体の調和を重視した、一体的かつ包括的方法で処理されること、2) ZOPFAN宣言、TAC、およびSEANWFZなどASEANの既存の政治手段は、信頼醸成措置、予防外交および紛争解決のアプローチとして引き続き重要な役割を果たすこと、3) TACの高等評議会(High Council)は、すべての不和、紛争および衝突を平和的に解決するASEANのコミットメントの反映であり、ASEAN安全保障共同体の重要な構成要素であること、4) ASCはより広範囲なアジア太平洋地域の平和と安定の一層の促進に貢献し、すべての参加国に無理のないペースで前進するというASEANの決意を反映することである。またASCは、ARFが引き続きASEAN主導で運営され、地域安全保障対話の主要フォーラムとして存続されることと述べている<sup>14</sup>。

ASCの活動の方向は2004年のビエンチャン行動計画(VAP)に明記されており、以下の分野に重点を置くものである。1) ASEAN加盟国の指導者が「共有ビジ

<sup>13</sup> “Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II),” <http://www.aseansec.org/15159.htm>, 2006年11月4日アクセス。

<sup>14</sup> Ibid.

ョンと共通価値」を推進する政治的進展、2)「東南アジアにおける民主的で、寛容な、参加型の、透明性ある共同体の構築に貢献する」規範の形成および共有、3)信頼醸成および予防外交による紛争の予防、4)政治および安全保障分野における既存の地域紛争解決メカニズムおよびプロセスを利用した紛争の解決、5)適正なメカニズムおよび資源動員の確立を含む紛争後の平和構築<sup>15</sup>。本章末尾の別表1は、ASC行動計画の下で確認された活動を一覧にしたものである。

ASCは、ASEAN加盟国間のみならず、より広範囲の東アジア地域の非ASEAN諸国との安全保障の協力プロセスを高いレベルまでもっていこうとするASEANの戦略の一部であることは明白である。ASCの概念も、ASEANの伝統的規範および原則に基盤を置くのみならず、過去においてタブーと見なされた新しい原理の導入によって地域の安全保障協力の強化と深化に向かおうとする重要な一歩である。特に、民主的制度、政治参加、法の支配、適正な統治、および汚職との戦いなどの政治的発展原則は、おそらくこれらの原則を十分に達成していない加盟国に課題を与えるものである。だが、これらの原則に基づく政治的発展の促進の重要性は、特に共同体としてのASEANが同じ方向に進み、より大規模な経済的、社会文化的統合が長期的に実現されなければならないとすれば、否定することはできないであろう。例えば、経済統合の進展は、全加盟国における公正な商慣行、法の支配、および政府の政策的透明性を保証するメカニズムが存在しなければ、おそらく実現できない。同様に、域内の労働者移動に付随する問題も、例えば、地域の人権保護のためのメカニズムの創設を通して処理されなければならない。要するに、適正な統治の統一的基準を確保することが、経済・社会共同体の領域に波及効果をもたらすことになる。ある意味、ASEAN加盟国間の政治、安全保障、経済、および社会の統合水準の向上と深化によって、国家間のみならず、国民の間に関係に影響を与える問題や課題を管理するより制度化されたアプローチを開発する必要性が生まれているといえる。

政治的発展の他に、ASC行動計画は次の重要性を確認した。1)南シナ海にお

---

<sup>15</sup> “ASEAN Security Community Plan of Action,” from <http://www.aseansec.org/16826.htm>, 2006年11月4日アクセス。

ける関係国の行動に関する宣言の履行、特に南シナ海における行動規範の採択に向けた努力、2) 東南アジア非核兵器地帯 (SEANWFZ) 調印の促進に関する諸課題の解決、3) ASCを支えるARFプロセスの強化、4) 非伝統的安全保障協力の促進、5) 地域軍事交流、年次国防相会議、および、とりわけ、ASEAN兵器登録制度確立による信頼醸成措置の強化<sup>16</sup>。これらの具体的目標は、ASCがASEAN域内における安全保障協力の促進のみならず、より重要なことに、域外諸国との安全保障関係を管理すべきメカニズムと原則の制度化を進める上で必要であることを明白に示すものである。ある意味で、ASCは安全保障の領域全体にわたり、また東南アジアを越えて広範な地域を包含する枠組みである。

#### ASEAN憲章

ASC行動計画は、規範の形成と共有という意味で、ASEAN憲章を持つことの重要性を認識している。ASEAN憲章はASEANの伝統的規範および原則を再確認するのみならず、加盟国に「共同責任」と義務を与えるものである。1967年のASEAN創設以来の協定、宣言、規範、および原則を含む文書の集合体というだけでなく、ASEAN憲章は域内の国家間関係、対外関係、および国内の行為規範を管理するいくつかの規定を含むことが予定される<sup>17</sup>。同様に、意思決定の手続きおよび会議の調整とともに、ASEANの各行動主体の役割および機能をさらに強化する新たな組織およびメカニズムも含める必要がある。

東南アジアの一部には、ASEAN憲章はただ組織に法的性格を与える文書であるのみならず、ASEANを、紛争解決メカニズムを持ち、加盟国の義務および期待を明記し、また制裁とその履行に関する適切なメカニズムを規定する制度化された共同体に転換させるべきとする意見もある。同様に、もしASEANがその明示された目的である、人々とその共同体にとって真に意味あるものになれば、憲章により、国会議員、専門家集団、市民社会組織、およびビジネスグループなど地域の多様な部門を横断する重層的な協議メカニズムの創設も重要に

---

<sup>16</sup> Ibid.

<sup>17</sup> *Framing an ASEAN Charter: An ISEAS Perspective* (compiled by Rodolfo Severino). Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2005, pp. 15-18.

なってくる。

ASEAN憲章を起草する有識者グループ（EPG）は、2007年1月にフィリピンのセブ島で開かれた第12回ASEANサミットでASEANの首脳に勧告を行なった。この勧告で最も注目に値するものは以下の点である。1）民主主義の価値、適正な統治、憲法に反する非民主的な方法による政府の変更の拒絶、および法の支配の積極的強化、2）ASEAN共同体の3本柱の履行を監督する3つの閣僚レベル評議会の創設、3）すべての分野におけるASEANの域内協力原則の遵守を監視する紛争解決メカニズムの創設、4）ASEAN評議会（ASEANサミットの新しい名称であり、最低年2回は会合を持つ予定）の決定に基づく例外的な事情下における加盟国の追放、5）各加盟国の代表者または大使をジャカルタに常駐させること、6）コンセンサスによる意思決定が達せられない場合の、ASEAN評議会が決定する手続き規則による多数決制の導入、7）ASEAN単一市場の創設ならびに、ASEAN共同体および最終的にASEAN連合を実現する決意表明、8）ASEAN事務局長の役割の強化と、ASEAN事務局の専門スタッフの募集および育成、9）法的手続きに携わることができるASEANに対する法人格の付与、および10）市民社会および人権グループ、学者、議員、ビジネスグループを含む地域の異なる部門との協議およびその参加を可能にする、人間志向の組織としてのASEANの促進である。

ASEAN憲章を持つことは、確かにASEANの域内外の関係を管理するメカニズムを制度化することに寄与する。しかしながら、加盟国の義務や、協定、目標および目的に従わない加盟国に対する制裁が、規範であって例外（より悪いことには、希望的観測）ではないという高いレベルの制度化へASEANを押し進めることは、指導者に強い政治的意思がなければ不可能である。ASEANがすべての加盟国を拘束する憲章と規則を執行する政治的意思を持つことは、確実にASEAN共同体プロジェクトを現実的に進展させるであろう。

### 東アジア共同体の構築

ASEANは、東アジア共同体（EAC）の概念を通してより広範囲なアジア地域

に共同体を構築する構想も持っている。EAC<sup>18</sup>の積極的推進者は、主として日本の支持を受けたマレーシアである。しかしこの共同体の構成国については両者の間に違いがある。マレーシアはEACを地理的にASEANプラス中国、日本および韓国に限定したいと考えており、一方日本は地域の「新しい仲間」としてオーストラリアとニュージーランドを含めることを望んでいた<sup>19</sup>。他のASEAN諸国、特にシンガポールとインドネシアは中国の対抗勢力としてインドの加盟を望んでいた<sup>20</sup>。

2004年にクアラルンプールで開催された第2回東アジアフォーラムのスピーチで、マレーシアのアブドゥラ・パダウィ首相は、「将来の東アジア共同体は、ASEAN共同体が拡大統合されたものとすべきであり、その場合、東アジアサミット(EAS)は「東アジア共同体の政治的象徴以上の存在となる」と述べた。さらに、同首相は以下のことを東アジア共同体構築の里程標とした。1)東アジアサミット、2)東アジア憲章、3)東アジア自由貿易地域、4)東アジア通貨金融協力に関する協定、5)東アジア友好協力地帯、6)東アジア交通通信ネットワーク、および、7)東アジアの人権および責任に関する宣言<sup>21</sup>。

2004年にクアラルンプールで開催された第1回東アジアサミットでは、ASEAN加盟10カ国、中国、日本、韓国、インド、オーストラリア、およびニュージーランドの16カ国の元首もしくは政府の長が初めて一堂に会した。ロシアはオブザーバーとしてEASに出席し、将来の同サミットへの参加希望を表明した。各国首脳は、EASは「東アジアの平和、安定と経済的繁栄を目的として、共通の利益と関心に関わる戦略、政治および経済の広範な問題について対話を行なう」

<sup>18</sup> ASEANの一部の国は、EACの概念がASEANプラス3の枠組みと競合すべきでないことを示すために小文字の「c」を使ってEACと称する。例えば、インドネシアはAPTを東アジア共同体の核とすべきだと主張する。

<sup>19</sup> Rich Bowden, "Battle Looms Over Inaugural East Asia Summit," *Worldpress.org*, 2005年12月11日、<http://www.worldpress.org/Asia/2192.cfm>, 2006年11月4日アクセス。

<sup>20</sup> Philip Bowring, "An Asian Union? Not yet," *International Herald Tribune*, 16 December 2005, from <http://www.iht.com/articles/2005/12/16/opinion/edbowering.php>, 2006年11月4日アクセス。

<sup>21</sup> "Towards an Integrated East Asia Community," speech by YAB Dato' Seri Abdullah HJ Ahmad Badawi, Prime Minister of Malaysia, at the Second East Asia Forum, Kuala Lumpur, 6 December 2004, from <http://www.aseansec.org/16952.htm>, 2006年11月4日アクセス。

ため創設されたこと、また「地域における共同体構築を促進する努力はASEAN共同体の実現と両立し、それを強化するものであり、また進展する地域構造と不可分の一体を形成する」ことを宣言した<sup>22</sup>。

さらに、指導者たちは、EASは「開かれた、包含的で、透明性のある、外向きのフォーラムであり、EASにおいてはASEANが他の参加国との協調のもとにEASを主導しながら、[各参加国は]国際的規範および普遍的な価値の強化に努力すること」を宣言した。具体的には、EASは特に以下について重点を置くことが期待される。1)我々の国が相互にまた世界全体と公正で、民主的、かつ調和の取れた環境で平和に生存することを保証するために戦略的対話を進展し、政治および安全保障問題での協力を推進すること、2)開発、財政の安定、エネルギー安全保障、経済統合および成長を促進し、技術移転およびインフラ開発、能力開発、適正な統治および人道支援によって東アジアにおける貧困の根絶および開発格差の縮小を進め、また、金融の結びつき、貿易と投資の拡大および自由化を促進すること、3)[地域の]人々の生活と福祉の向上のために、文化理解の深化、人と人との交流および協力の強化を促進することにより、相互の信頼と連帯を醸成し、環境保護、感染症の予防および自然災害の被害軽減などの分野での協力を進展させること<sup>23</sup>。

EAS参加の原則およびメカニズムに関して、首脳は以下のことに合意した。1)東アジアサミットへの参加は、ASEANが設定した参加基準に基づくこと、2)東アジアサミットは定期的で開催されること、3)東アジアサミットはASEAN議長国の地位にあるASEAN加盟国が主催して議長をつとめ、年次ASEANサミットと連続して開催されること、および4)東アジアサミットの形態は、ASEANおよび東アジアサミットのすべての参加国によって見直されること<sup>24</sup>。

2007年にセブ島で開かれた第2回東アジアサミットで、各国首脳は、「EASは東アジアに新たに生まれる地域構造の重要な構成部分である」ことを再確認し、ま

---

<sup>22</sup> “Kuala Lumpur Declaration on the East Asia Summit, Kuala Lumpur,” 14 December 2005, from <http://www.aseansec.org/18098.htm>, 2006年11月4日アクセス。

<sup>23</sup> Ibid.

<sup>24</sup> Ibid.

た、EASがASEANの対話プロセス、ASEANプラス3、ARFおよびAPECなど「既存の他の地域メカニズムを補完する」ものであるということを確認した。さらに首脳は、EASは引き続き「外向きの組織であり、他の参加国と密接に協力してASEANが主導する」ことを表明した<sup>25</sup>。

EASが発足してまだ2年であることを想定すれば、現時点でEASについて判断を下すことは時期尚早である。しかしながら、クアラルンプール宣言に基づいてイメージされる東アジア共同体は、ASEANの3本の柱で大きな関心が示された政治、経済、安全保障、および文化社会の領域を広く包含するものである。同時に、EASがASEANプラス3とどう異なるのかは、現時点では、なおあいまいであり、推測の域を出ない。プッシュ政権はEASとEACを公然と否定しない一方、このプロジェクトの性格および目的についていくつかの問題を提起した。EASのアジェンダを誰が管理するのか？ARF、APEC、およびASEANプラス3など地域の他の枠組みとEASの関係は何か？想定されるEACは、自由で開かれた市場化の促進のみならず、テロ対策および核不拡散に関する世界的規範を取り入れるのか？これらは、東アジア共同体協議会が主催し、2006年6月に東京で開催されたワークショップの会議において、あるアメリカのCSCAPメンバーが提起した問題の一部である<sup>26</sup>。また、ASEANの中には、日本政府が多大の資源をEACに注いでおり、ASEANプラス3の枠組みに対する情熱を著しく失ったように見えるという憶測がある。一方で、中国はASEANプラス3の枠組みに引き続きコミットしており、ASEANがEACの中核として残るべきことを強調している。

## 地域秩序の制度化 障害、挑戦および見通し

東アジアにおける地域秩序の制度化プロセスは、多くの障害と挑戦に直面する。

---

<sup>25</sup> Chairman's Statement of the Second East Asia Summit, Cebu, Philippines, 15 January 2007, from <http://www.aseansec.org/19302.htm>, 2007年1月22日アクセス。

<sup>26</sup> Ralph Cossa, "East Asian Community and the United States: U.S. View - One Step Forward, Two Steps Back?" in Report of "An East Asian Community" and New Dynamism of Regional Governance (The 2nd Year, 2005 October - 2006 September), The Council on East Asian Community, Tokyo.



枠組みと構造はすでに存在するが、指導者らが地域の共同体形成のためのいくつかの手法を提案したものの、まだ検討を要する根本的な現実がある。

### 勢力均衡関係

この問題における第1の現実、北東アジアで3大国（中国、日本、および米国）の勢力均衡関係が継続していることである。中国は、日米の2国間安全保障同盟を、中国の台頭を妨害しないまでも封じ込めるものとして理解する。この状況は、日中関係に長期的な緊張を作り出す未解決の歴史問題から発生する両国の相互不信によって一層複雑なものになっている。中国の軍事力の増大は、特にその海軍を東シナ海および南シナ海に展開した場合、日本にとって安全保障上の潜在的脅威と映る。

第2の現実、中国と台湾の兩岸関係問題が北東アジアにおける勢力均衡の状況をなお複雑にしていることである。台湾の現状のいかなる変更も（台湾当局による独立宣言であれ、中国による台湾の軍事侵攻であれ）日米双方を中国との対決に引き寄せると思われる。それは米国が依然として台湾防衛にコミットしており、日米の安全保障同盟が日本の最南端の島々を越える地域をカバーするためである。中国の政策によって台湾の政権党は独立という選択肢の検討を推し進めてきたが、皮肉にもそれは台湾の外交的孤立を招いた。同時に、米国による軍事支援は、台湾当局が自身の独立問題について北京を怒らせるリスクを負う自信につながっている。

### 日米中3国間戦略的パートナーシップへ向けて

中国が日米戦略的パートナーシップの外に残る限り、勢力均衡の現実を引き続き東アジアにおける地域秩序の制度化の障害となる。日中の相互不信および日米双方の対中国抑止政策が、この地域の多国間主義の発展の障害となっている。それゆえに、必要なことは、日米双方とも中国が国際活動の舞台のみならず、地域において「責任あるステークホルダー」になることを促進するために、中国を含めた3国間戦略的パートナーシップを形成し、中国の建設的関与を促進すること

である。日本のある著名な学者は次のように述べている。

ハイレベルの3国間会議を日本、米国および中国の間で制度化すべきである。3国は、東アジア地域の主要問題に関するそれぞれの戦略について率直に意見を交換すべきである。議題に含まれるものは、東シナ海に関する共通行動規範とともに、エネルギー協力の方法、信頼醸成措置、および予防外交である。

日本は、戦後東アジアに進展した米国主導の地域秩序から恩恵を受けた。しかし、多くの東アジア諸国の経済発展とその源としての中国の台頭は、この地域秩序を変質させるだろう。

新たな地域秩序の創設を確実なものにするため、日本は米国のみならず、中国および他の東アジア諸国と連携すべきである。この課題に対処する鍵は、中国に対する関与と抑止という日本の戦略の適切な混合を見いだすことである<sup>27</sup>。

上記から明らかなことは、中国を他の東アジア諸国とともに将来の地域形成に寄与する重要なプレーヤーおよびステークホルダーとして認めようとするときに、米国1国に支配された東アジアの戦後秩序はもはや存続不可能であることである。経済・軍事大国として台頭している中国のこの地域における影響力の増大は、もはや疑う余地がない。中国が責任ある大国としてふるまい、国際規範に従うのか、もしくはますます一方的に行動し、修正主義勢力になるか否かは重要な問題である。日米いずれかによる対中国抑止政策は、疑いなく中国が責任あるステークホルダーになることを阻害する。

中国は、結果的に対外環境の安定化につながり、経済開発および近代化など国内の優先課題への集中を可能にする日米との3国間戦略的パートナーシップの考えには、それが中国を地域における重要なプレーヤーとして尊重するものでありさえすれば、賛成するであろう<sup>28</sup>。3国間パートナーシップに参加することに

---

<sup>27</sup> Takashi Shiraishi, "Questions over China's intentions," CEAC Commentary, 2 August 2006, pp. 3-4.

<sup>28</sup> 2006年10月23日～24日に中国軍事科学協会（China Association for Military Science）が主

よって、中国もその軍事大国化が長期的に地域秩序を損なうと見なされることなく、地域秩序を形成する機会を与えられる。しかしながら、同時に、中国の台頭と並行して、その国防および安全保障の姿勢について透明性のレベルが高まるとは単純に想定できない。多くのことは、近い将来における中国の政治的転換が、法の支配、適正な統治、政治参加の拡大、より大きな説明責任の制度化の方向に進むか否かに間違いなく依存する。

### 地域アイデンティティの構築に向けて

東アジアは、政治システム、経済開発水準、および社会文化的規範の面で広範な多様性を持つ諸国から構成される。これらの要素は、国家指導者と関連部門がその重要性をどのように強調するかによって、地域の共同体構築に貢献できるか、貢献できないかが決まる。しかしながら、決定的なことは、地域の政治エリートが多様性の存在という現実にかかわらず、共通の地域アイデンティティを構築する意思を持ち、それを約束するかどうかである。ASEAN、ARF、ASEANプラス3のいくつかの宣言にすでに秘められている規範と原則は、少なくとも地域の政治エリートの間では、地域アイデンティティ構築の重要な出発点である。この規範と原則を内部化し、次世代の東アジアの将来の指導者に伝えることは、ASEAN共同体および東アジア共同体プロジェクトが本当に重大なプロジェクトであると確信するならば、必ずなされなければならない。

地域秩序の質的転換と、秩序を管理するための規範、原則および協議の習慣の制度化は、確かに長いプロセスである。東アジアの政治エリートが真剣に地域の将来の形成に責任を負うのであれば、彼らは一連の共通価値および地域問題の処理における関与の規範を発展させることによって、共通の地域アイデンティティを構築することに注意を払わなければならない。中国や日本などの大国は、彼らの歴史的障害を克服し、地域の将来という共通の歴史をどう書き始めるかに焦点

---

催した香山フォーラムで、上海からきた中国のある学者がアメリカ人の参加者に、日米安全保障同盟を中国を含む3国間構造のより包含的な戦略パートナーシップに変質させる可能性について尋ねた。彼によれば、3国間パートナーシップは日中の互いの疑念の克服に役立つ可能性があるという。

を合わせて新たにスタートすることにより、この目的に向けて貢献できる。

## 結論

共同体構築は、東アジアの多くの国が地域秩序の制度化に向けて選択した道であった。しかしながら、かかるプロジェクトの長期的な現実的可能性を信じなければならぬとしても、多数の現実、障害、および課題がある。地域における文化、政治システム、および国家と社会の経済発展のレベルの多様性を想定すれば、東アジアの政治エリートの課題は、大国間の勢力均衡に基盤を置いてきた既存の秩序を再考すること、また共通の地域アイデンティティを促進する革新的方法を探り、そこから東アジア共同体の構築を始めることである。地域秩序の制度化の設計における政治指導者の重要問題は、東アジアにおける米国の支配についてその継続を許すべきか、また、それがどの程度東アジア共同体の構築に寄与するかである。米国が引き続き地域における一部の国の重要な戦略的同盟国として残り、また、テロリズムなど多数の国際問題にかかわるその過度な力による政策に対する強い批判にもかかわらず、重要な貿易パートナーとして大部分の国になお評価されていることは否定できない。一方、安定した日中関係は、地域における平和と安全保障の構築に依然として重要である。彼らの歴史的敵意は、勢力均衡に基づく東アジアの地域秩序が責任ある大国およびステークホルダーによる規範を基盤とする共同体に質的に転換される場合、克服されなければならない問題である。

別表 1 : ASEAN安全保障共同体行動計画

<p><b>I. 政治的發展</b></p>
<p>1 . 公正で、民主的な、調和のある環境の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a . 民主的制度および大衆参加の強化</li> <li>b . ASEAN加盟国の政治システム、文化および歴史の理解と尊重の促進</li> <li>c . 法の支配および司法制度、法的基盤および能力構築の強化</li> <li>d . ASEAN加盟国間および加盟国内の情報の自由な流れの促進</li> <li>e . 公共および民間部門における適正な統治の推進</li> <li>f . 効果的および効率的な行政の強化</li> <li>g . 汚職の防止および汚職との戦い</li> </ul> <p>2 . 人権および義務の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a . 既存の人権メカニズムの間のネットワークの確立</li> <li>b . 女性、子供、障害者および移住労働者を含む弱者グループの保護</li> <li>c . 人権に関する教育および国民の意識の向上</li> </ul> <p>3 . 人と人との交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a . 政治および安全保障協力におけるASEAN議員機構（AIPO）の役割の促進</li> <li>b . ASEAN共同体構築への国民の参加およびASEAN国民会議（APA）の貢献の促進</li> <li>c . ASEAN基金の役割の強化</li> <li>d . ASEAN-ISISの政治的發展の推進</li> <li>e . ASEANビジネス諮問評議会（ABAC）の役割の強化</li> <li>f . ASEAN大学ネットワーク活動の支援</li> </ul>
<p><b>II. 規範の形成および共有</b></p>
<p>1 . TAC体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a . ASEAN非加盟国によるTACへの加盟</li> <li>b . TAC履行の定期的評価およびその効果的実施のための方法および手段の開発</li> </ul>

2. ASEANの目標および国家間関係の原則を再確認するASEAN憲章の策定に向けての作業。特に、不可侵および相互の主権と領土保全の尊重、人権の促進および保護、政治的安定、地域の平和および経済発展の維持、ならびにASEANの効果的かつ効率的な制度枠組みの確立を保証する全ASEAN加盟国の共同責任に関する原則
3. 核兵器国によるSEANWFZ条約議定書への早期の署名を実現するための、すべての未解決問題の解決
4. 相互司法援助(MLA)協定に関するASEAN条約
  - a. ASEAN加盟国間およびASEANと他の諸国間の既存の二国間MLA協定の収集
  - b. ASEAN MLA協定の確定に係る問題の確認
  - c. ASEAN MLA協定の締結
5. 1976年ASEAN協和宣言において予定されたASEAN犯罪者引渡し条約
  - a. ASEAN加盟国間の犯罪者引渡し条約または二国間犯罪者引渡し条約を制定するASEANの政治決定の確認
  - b. ASEAN上級法務官会議(ASLOM)の権限の下でのASEAN犯罪者引渡し条約に関する作業部会の設置
6. 特に下記による南シナ海における関係国の行動に関する宣言(DOC)の履行の保証
  - a. DOCの履行に関するASEAN・中国作業部会の設置
  - b. DOCの履行に関する調査メカニズムの確立
  - c. 南シナ海における行動規範(COC)の採択に向けての作業
7. ASEANテロ対策条約
  - a. テロ対策に関する文書および関連手段の確認および分析または評価
  - b. テロ対策に関する関連国連条約への加盟および批准に向けた作業
  - c. テロ対策に関するASEAN条約の準備、交渉および締結

### III. 紛争の予防

#### 1. 信頼醸成措置の強化

- a. 2 国間交流および訪問の増加に加えて、ASEAN加盟国の高官、軍事学者、参謀大学間など地域全体における軍事交流の計画および実施
- b. 国防白書および同等の文書など安全保障環境、国防政策、および他の安全保障問題に関する戦略的評価の定期的公表
- c. 年次ASEAN国防相会議（ADMM）の開催に向けた準備
- d. 軍事演習におけるオブザーバー相互派遣の促進
- e. ARFが実施する同様な活動と整合する、ASEAN事務局が管理するASEAN兵器登録制度の確立
- f. 災害救援活動における軍人と民間人の利用
- g. 民間と軍の関係の促進
- h. 資源の共同開発および共有の調査

#### 2. 予防手段の強化

- a. ASEAN加盟国年次安全保障展望（Annual Security Outlook）の出版
- b. ASEAN加盟国の国家の安全保障問題に関する自発的ブリーフィング
- c. 紛争の発生・段階的拡大を防止する既存メカニズムに基づくASEAN早期警戒システムの開発

#### 3. ASEAN安全保障共同体を支援するARFプロセスの強化

- a. ASEAN事務局内のARFユニット
- b. ARF議長の役割の強化
- c. CBMと予防外交の重複する4問題（ARF議長の役割の強化、年次安全保障展望、専門家・有識者の登録、地域問題に関する自発的ブリーフィング）を扱うASEANの役割の強化
- d. ARFを予防外交段階（予防外交に関するコンセプトペーパーの具体化、予防外交に関するインターセッショナル支援グループの設置）およびその先へ進めること

#### 4. 非伝統的安全保障問題に関する協力の強化

- a. マネーロンダリング、不法移住、天然資源の密輸および違法取引、人身売買、麻薬および前駆物質、ならびに感染症などを含む、越境犯罪および他の国境を越える問題との戦い

- b . ASEAN海上安全保障協力の促進
  - c . 法執行における協力の強化
  - d . 煙霧、公害および洪水を含む環境問題についての協力の促進
- 5 . 国際連合憲章による諸国間の友好関係および協力についての国際法の諸原則に関する宣言に規定するとおり、加盟諸国の領土保全、主権および統一の尊重を維持する上で努力を強化すること
- a . 他の隣国の政治的独立または領土保全の反対を意図した軍事的、政治的、経済的もしくは他の形の強制的圧力の使用の抑制を含む、他の隣国の問題に介入しない国家の義務に関する協力の強化
  - b . 隣接する他のASEAN加盟国におけるテロリスト活動の組織化、扇動、支援および参加を防ぐASEAN加盟国間の協力の強化
  - c . 隣接するASEAN加盟国の安全保障および安定に反対する活動基地としてASEAN加盟国の領土の使用を防ぐこと
  - d . 隣接するASEAN加盟国を標的とする破壊活動および反政府活動への対処の協力の強化
- 6 . 分離主義者が及ぼす脅威および挑戦に対処する協力の強化

#### IV. 紛争解決

- 1 . 紛争解決メカニズムの強化
- a . すべてのASEAN加盟国による紛争の平和的解決における交渉および協議、斡旋、調停および和解など既存の方法の使用、もしくは優先選択肢としてTAC高等評議会の利用
  - b . 高等評議会が要求する場合は、TAC高等評議会手続き規則に従い、要求に基づいて高等評議会を支援するために紛争解決の助言または勧告を提供できる特別措置として専門家諮問委員会（EAC）および有識者グループ（EPG）を設置すること
- 2 . 平和と安定の維持のための地域協力の展開
- a . 国連および関連地域機構との専門的協力を促進し、その専門知識および経験を学ぶこと
  - b . 平和および安定の維持のための地域協力に関する国家の重点の確立・指定
  - c . 平和と安定の維持に関する地域的取り決めを確立するため、現存あるいは計画中の一部のASEAN加盟国の平和維持センターを利用すること



- d . 平和と安定の維持に関するASEAN取り決めに確立する観点から、共同の計画、訓練、および経験の共有を行うための、既存のASEAN加盟国平和維持センター間のネットワークを確立すること

### 3 . 支援イニシアティブの展開

- a . 平和、紛争管理および紛争解決研究に関するASEAN加盟国の中核センター間の交流および協力の進展
- b . ASEAN平和・和解研究所設立の検討

## V. 紛争後の平和構築

### 1 . ASEAN人道支援の強化

- a . 紛争地域における避難所の提供
- b . 紛争被害者に対する基本サービスおよび援助の提供
- c . 秩序だった避難者・難民の本国送還および国内避難民の再定住
- d . 人道救援支援要員の安全の保証
- e . 人道救援支援組織の役割の促進
- f . ASEAN人道支援センター設立の検討
- g . 国連およびその他の組織・援助国との協力強化

### 2 . 紛争後の被害地域の再建および復興における下記による協力の展開

- a . 人的資源の開発および能力構築の引受け
- b . 制度構築および大衆参加の促進
- c . 教育交流およびカリキュラム改革による民族間の緊張の緩和
- d . 和解における協力の拡大および平和文化の推進

### 3 . 援助国および国際機関との協力などを通じて、紛争後の平和構築を促進するために必要な資源（例えば安定基金）を動員するメカニズムの確立